

聖籠中学校通学バスの運行に関する報告書

令和3年3月

聖籠中学校通学バス運行検討委員会

目次

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 聖籠中学校通学・バスの現状 | 2 |
| 1 通学バスの要望 | |
| 2 登下校時の通学の現状 | |
| 第2 中学校通学バスをめぐる情勢 | 2 |
| 第3 検討委員会の設置と進め方 | 3 |
| 1 本委員会で検討する内容 | 3 |
| 2 検討結果を踏まえた実施時期 | 3 |
| 3 検討委員会開催 | 3 |
| 第4 中学校通学バスを見直しするにあたっての検討課題 | 3 |
| 1 運行の目的について | 3 |
| 2 バス利用の対象について | 4 |
| 3 利用料金について | 5 |
| 4 運行期間について | 6 |
| 5 部活動帰りについて | 6 |
| まとめ | 8 |
| 参考資料 | 9 |
| 聖籠中学校通学バス運行検討委員会検討経過 | 9 |
| 聖籠中学校通学バス運行検討委員会名簿 | 10 |
| 聖籠中学校通学バス運行検討委員会設置要綱 | 11 |
| 聖籠町立聖籠中学校通学バスの運行要綱 | 13 |

はじめに

町では、厳しい財政状況のなか、医療・介護に要する費用の増大、公共施設の老朽化など将来の課題に対して持続可能な対応を図り、未来に向けた必要な投資を実現するため、平成30年度に行財政改革大綱のとりまとめが行われた。

その中で、町の公共交通である循環バス事業の見直しのほか、中学生の冬季通学バスの運行事業について、見直し検討することとしている。

中学校通学バスについては、今後における中学校通学バスの運行のあり方について検討することが必要となったことから、場当たりの検討とならないために「聖籠中学校通学バス運行検討委員会」が設置された。

通学バスは、運行開始から10年が経過し、多くの生徒が利用しており、聖籠中学校の冬季通学の重要な事業となっている。

利用する生徒は、全生徒の6割から7割を占め、保護者から通学バスの期待は非常に大きくなっており、更なるサービス向上を望む声もある。

しかし、一方では行財政改革大綱のなかでは、通学バス運行事業の費用対効果の検討、受益者負担の見直しが必要となっている。

本検討委員会ではまた、通学バスの運行目的や受益者負担のあり方などいくつかの見直しのため、主要項目を定め、多岐にわたる意見を整理しながら、持続可能且つ公平性の観点から検討を重ね、円滑な事業運営の実現のため意見を取りまとめ報告するものである。

令和3年3月

聖籠中学校通学バス運行検討委員会

第1 聖籠中学校通学・バスの現状

1 通学バスの要望

保護者などから、中学校通学バスの運行を求める声上がり、平成22年度から冬期間に限り、貸し切りバスを運行している。

2 登下校時の通学の現状

3月～11月は、登下校ともに、自転車及び徒歩、親等の車で送迎と様々な形態で通学している。

12月～2月の3ヶ月間を登校日に限り、以下の要件の生徒から申し込みを受け、貸切バスの聖籠中学校通学バスを運行している。

- ① 自宅から中学校までの片道の通学距離が概ね3km以上の生徒
- ② 教育委員会が特に必要と認めた生徒

3 聖籠中学校通学バスの現状

- ① 聖籠中学校通学バスを利用する生徒は全生徒の7割近くを占めている。
- ② 2②の「教育委員会が特に必要と認めた生徒」は、教育委員会に諮ることとなるが、現状としては、申し込みのあった近距離生徒希望者の意向に沿って、基本的に利用を認めてきており、概ね全利用者の約1/4を占めている。

第2 聖籠中学校通学バスをめぐる情勢

平成31年2月に「聖籠町行財政改革大綱」が示され、大綱で町公共交通体系の見直しが行われることとなり、併せて小学生を含めた通学のあり方及び中学校の冬季通学バス事業についても、見直しについての検討をすることが求められた。

保護者・地域からの要望

| 年月 | 内容 |
|----------|---|
| 平成30年11月 | 町に対して聖籠中学校PTAから「中学校冬季登下校バスについての要望書」の提出 〔要望概要： ①運行期間延長（12月～3学期末へ） ②利用料金の値下げ〕 |

第3 検討委員会の設置と進め方

以上のことを踏まえ、場当たりの対応とならない検討が必要となったことから、聖籠中学校通学バス運行検討委員会の設置が必要となった。

1 本委員会で検討する内容

現状を踏まえ、今後における聖籠中学校通学バスの見直しについて、以下の視点から検討することとした。

- ①運行目的
- ②バス利用の対象
- ③利用料金
- ④運行期間
- ⑤部活動帰り

2 検討結果を踏まえた実施時期

令和3年度

3 検討委員会開催

令和2年7月から令和3年3月までの間に4~5回程度開催の予定

第4 中学校通学バスを見直しするにあたっての検討課題

1 運行目的について

現状・・・遠距離通学者の登下校支援が運行目的となっているが、遠距離通学者に限らず、希望する近距離通学者の利用を認めている。近距離通学者は、全利用者の1/4を占めている。(遠距離通学者とは、自宅から学校所在地までの片道の通学距離が概ね3キロメートル以上の生徒(聖籠町立聖籠中学校通学バスの運行要綱第3条))

【委員会で出た主な意見】

- ① 利用実態から、遠距離通学者と近距離通学者でバス利用を区別する必要はないのではないか。
- ② 中学校の登下校のうち、特に冬季間の下校時刻は、暗い中での帰宅となる部活動があり、部活動の加入状況は全生徒の8割以上となっている。
部活動は中学校独自の活動である。小学校の通学バスの条件とは同じとならず、

小学校の通学バスの「遠距離通学支援」との整合性は難しい。(小学校は集団での下校や明るいうちに行けるため。)

以上の検証から、委員会としては次のとおり意見をとりまとめた。

《委員会の基本的な考え方》

- ・本事業は、冬期間での登下校の利便性ととも、降雪により歩行空間が制限された道路通行の不安解消策及び、冬季の日暮れが早くなることからの防犯の安全性の観点から「生徒の通学の安全確保」とすべきである。

2 バス利用の対象について

現状・・・対象とする生徒について、遠距離通学者の支援となっていることから利用できる生徒の距離要件を設けているが、希望する生徒は、すべてバスを利用している。

【委員会で出た主な意見】

- ① 対象とする生徒は全生徒でよい。
- ② 自転車通学が禁止となる12月から2月は、通学手段がなくなるため、通学バスの利用は全生徒が必要である。
- ③ 今まで利用できた生徒や保護者に対し、利用制限の対応ができるのか

以上の検証から、委員会としては次のとおり意見をとりまとめた。

《委員会の基本的な考え方》

- ・運行目的を冬季の「生徒の通学の安全確保」とすることから、対象は「全生徒」とすべきである。

3 利用料金について

現状・・・運行期間3ヶ月での利用料金について、往復14,000円（片道7,000円）とし、一括前払い徴収方式としている。

「就学援助世帯」・「生活保護世帯」・「災害等などによる生活困窮世帯」を対象に減免措置をしている。

【委員会で出た主な意見】

- ① 受益者負担は必要である。小学校通学バスも有料であり、中学校バスについても有料とする。
- ② 利用料金については、財政負担の増大から値上げすることが妥当である。
- ③ 利用料金の値上げについては、激変緩和を図るとともに、新型コロナウイルスによる経済状況や家計負担の増加について、考慮が必要である。

《利用料金の値上げに関するシミュレーション》

例1 1回あたりの利用料金から算出

| | | |
|---------------------|------|------------|
| 現行：1回あたりの利用料金 | 140円 | 3ヶ月14,000円 |
| 変更：1回あたりの利用料金50円値上げ | 190円 | 3ヶ月19,000円 |

例2 経費総額の負担割合から算出

| | |
|--------------------------|-------------|
| 13,400,000円の事業費の3割負担した場合 | 往復15,000円程度 |
| 13,400,000円の事業費の4割負担した場合 | 往復20,000円程度 |

以上の検証から、委員会としては次のとおり意見をとりまとめた。

《委員会の基本的な考え方》

- ・全生徒を対象として、「生徒の通学の安全確保」を目的とした運行としたこと、並びに町財政面の考慮と持続性のある事業の確立という視点から、利用料金の値上げはやむを得ない。ただし、値上げについては、急激な価格変更とならないよう、配慮すべきである。

4 運行期間について

現状・・・12月から2月の登校日

【委員会で出た主な意見】

- ① 町財政負担が増加しているなか、運行期間の延長は難しい。
- ② 冬期間の通学バスであることと、近隣市の冬季バスの状況も考慮すると、現行のままでよいのでは。
- ③ 運行期間を延長することにより、利用料金も増額する。
- ④ 3月までの期間延長より、11月からの下校時刻は暗くなり、バスが必要。
- ⑤ 3月は、自転車通学ができ、また、下校時刻は明るくなり、学年により登校日が異なることから、バスの運行は必要ないと考えられる。

以上の検証から、委員会としては次のとおり意見を取りまとめた。

《委員会の基本的な考え方》

- ・冬期間の生徒の通学の安全確保を目的とすることから、現行の12月から2月まででよい。

5 部活動帰りについて

現状・・・冬季は、夏季に比べ、早めの下校を行っている。17時30分下校である。

下校時間は、日が暮れ、暗くなっており、希望する生徒は通学バスを利用している。

【委員会で出た主な意見】

- ① 中学生の部活動終了後の冬季の下校は、日暮れが早く、暗くなり、近距離の生徒であっても危険であることから通学バスの利用はやむを得ない。
- ② バスを利用する対象生徒を「全生徒」とするため、「部活動」で区別する必要はない。
- ③ 暗い中の冬季の部活動帰りは、生徒が安全に帰宅できるか心配である。

以上の検証から、委員会としては次のとおり意見を取りまとめた。

《委員会の基本的な考え方》

- ・冬季の生徒の通学の安全確保を目的とすることから、現行どおり希望する生徒は通学バスを利用できることでよい。

まとめ

本検討委員会は、各回の会議において全委員から意見を広く聴き、多岐にわたる意見を整理しながら主要項目についての委員会としての意見を、本意見書としてとりまとめた。

本委員会では、聖籠中学校通学バスの運行の課題や問題の主要項目のうち、特に「運行目的」について、多くの時間と議論を重ねた。登下校の利便性の確保とともに、遠距離通学の支援に限定した現行の運行目的に「安全の確保」を最優先とすべきとの意見が多く占めた。このことについては重要な意見として捉えたところである。また、登下校の通学においても、距離要件により生徒を区別するものでなく、「安全の確保」を最優先とすることから、「安全の確保」=「全生徒」と捉え、対象生徒を全生徒とした。このことは、現行の運行目的の遠距離通学者の通学支援から大きく変わった。

この大きな変更点による、町財政面への負担の増加や利用料金を含む受益者負担などへの影響も大きな検討課題であり、また持続的な事業の実現との関係も課題となった。

また、今まで提供してきたサービスが低下しないなど、保護者目線を考慮するなど協議・検討をし、現段階における委員会統一の意見書として提出するものである。

聖籠町及び聖籠町教育委員会におかれては、町の大切な子どもたちのため日々鋭意努力され、子どもたちはじめ子育て世帯に対する手厚いご支援をいただいていることに対し、心より敬意を表するものである。

町当局におかれては、本委員会の意見を参考に、中学校通学バス運行が持続可能に展開していくことを期待する。

参考資料

聖籠中学校通学バス検討委員会の経過

本委員会が町から求められた役割は、聖籠中学校通学バスの運行に関する基本的な考え方を示すことであり、検討に必要な資料を求めながら、聖籠中学校通学バスのあり方と見直しについて、6回にわたり協議・検討をした。

| | 開催日 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和2年7月31日 | 聖籠中学校通学バスの現状について <ul style="list-style-type: none"> ・バスの利用人数とバスの台数について ・3km未満の利用人数の推移について ・今後の生徒数の見込みについて |
| 第2回 | 令和2年8月28日 | 通学バスのあり方についての検討について <ol style="list-style-type: none"> ① 第1回検討委員会のまとめ ② 中学校通学バスの検討課題について (運行目的・対象生徒) |
| 第3回 | 令和2年11月6日 | 通学バスのあり方についての検討について <ol style="list-style-type: none"> ① 第2回検討委員会のまとめ ② 中学校通学バスの検討課題について (運行目的・対象生徒・利用料金) |
| 第4回 | 令和2年12月25日 | 通学バスのあり方についての検討について <ol style="list-style-type: none"> ① 第3回検討委員会のまとめ ② 中学校通学バスの検討課題について (利用料金・運行期間・経費削減) |
| 第5回 | 令和3年1月29日 | 通学バスのあり方についての検討について <ol style="list-style-type: none"> ① 第4回検討委員会のまとめ ② 中学校通学バスの検討課題について (部活動帰り・報告書のまとめ) |
| 第6回 | 令和3年3月5日 | 意見書(案)確認について |

聖籠中学校通学バス検討委員会名簿

(敬称略)

| 氏 | 所属 | 備考 |
|-------|----------------|---------|
| 榎田博之 | 元聖籠中学校長 | 有識者(会長) |
| 三浦学 | 聖籠中学校校長 | |
| 安夙学 | 聖籠中学校PTA会長 | 蓮野小学校区 |
| 大谷地幸織 | 聖籠中学校PTA副会長 | 山倉小学校区 |
| 小林真紀子 | 聖籠中学校PTA副会長 | 亀代小学校区 |
| 大野弘行 | 聖籠中学校学校運営協議会会長 | |
| 近藤幸栄 | 町立小学校の校長の代表 | 亀代小学校長 |
| 齋藤大輔 | 町立小学校PTA会長の代表 | 蓮野小学校 |
| 諏江忠憲 | 町立小学校PTA会長の代表 | 山倉小学校 |
| 佐々知瑞枝 | 聖籠町交通安全母の会会長 | |

【任期：令和2年7月31日～令和3年3月31日】

聖籠中学校通学バス運行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 聖籠中学校通学バス運行について協議検討を行うため、聖籠中学校通学バス運行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 聖籠中学校生徒の通学バスの運行及び運行基準に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 町内に在住し、又は勤務する有識者
- (2) 新発田警察署聖籠交番所長
- (3) 聖籠中学校長
- (4) 聖籠中学校PTAの代表
- (5) 聖籠中学校運営協議会長
- (6) 町立小学校の校長の代表
- (7) 町立小学校PTA会長の代表
- (8) 町交通安全母の会会長
- (9) その他、教育長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、町教育委員会子ども教育課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営上必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

聖籠町立聖籠中学校通学バスの運行要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町立聖籠中学校の生徒の内、遠距離通学者の冬期間の登下校のため運行する通学バスに関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 町長は、通学バスの運行業務を運送事業者に委託して行うものとする。

(利用の対象)

第3条 通学バスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 自宅から学校所在地までの片道の通学距離が概ね3キロメートル以上の生徒
- (2) 教育委員会が特に必要と認めた生徒

(運行期間)

第4条 通学バスの運行期間は、12月1日から翌年2月末日までの登校日とする。

(運行経路及び乗降場所)

第5条 通学バスの運行経路及び乗降場所については、中学校の登下校時間及び生徒数、並びに道路交通状況等を勘案して教育委員会が別に定める。

(利用の申込み)

第6条 通学バスを利用する生徒の保護者は、毎年度の9月末日までに通学バス利用申込書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 利用申込みの単位は運行期間の全登校日とし、1日単位の利用申込み及び期間途中からの申込みは受け付けないものとする。ただし、通学バスの乗車定員に余裕があり、かつ、生徒や家庭の事情等により止むを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(乗車証の交付)

第7条 教育委員会は、前条による申込書の内容を審査し、学校長を通じて、生徒に通学バス乗車証(別記様式第2号)を交付する。

- 2 教育委員会は、通学バス乗車証交付台帳(別記様式第3号)を備え付け、同条第1項により乗車証を交付したときは、所要事項を記入しなければならない。
- 3 通学バスに乗車しようとする生徒は、乗車証を運転者に提示しなければならない。

(乗車証の変更)

第8条 生徒の保護者は、転出、転居等により、乗車証の内容に変更が生じたときは、乗車証を添えて、変更届出書（別記様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更届出書を受理したときは、乗車証を変更又は廃止する。

（実費徴収）

第9条 町長は、通学バスを利用する生徒の保護者から通学バスの運行に要する費用の一部を実費として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合に限り、町長は徴収する金額の一部を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により徴収する金額及び徴収方法は、町長が別に定める。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。

2 平成22年度に限り、第6条第1項の申請は、10月末日と読み替えるものとする。

附 則（平成26年3月7日教委告示第2号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。